平成２１年（フ）第２６０号
長野県木曽郡木祖村大字薮原1284番地
破産者　上村　雅彦
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２７６号
長野県松本市大字島立2045番地４
破産者　藤原　啓二
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２４号
兵庫県美方郡新温泉町丹土278番地の１
破産者　フレンドショップあたごこと　西坂　清尊
1　決定年月日　平成24年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第５７３号
茨城県水戸市笠原町313番地の３
破産者　越沼　清次
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４６９号
茨城県石岡市石岡2399番地１
破産者　広瀬　真明
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第５６７号
埼玉県川越市的場２丁目11番地７　グローリー的場103号室、開始決定時の住所埼玉県川越市南台２丁目２番地６　アーベイン川越南大塚103号
破産者　栗原　政昭
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６５９号
埼玉県入間市大字仏子1692番地２
破産者　玉井富士男
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７１４号
埼玉県飯能市仲町12番15―203号
破産者　串崎孔三衣
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７８６号
東京都立川市柴崎町２丁目10番16号ＯＨＮＯ　ＢＵＩＬＤＩＮＧ　５―Ａ、前住所東京都立川市柴崎町２丁目２番19号カトービル502号
破産者　岩澤　英樹
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７８７号
埼玉県朝霞市三原１―５―55、破産開始決定時の住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金879番地22
破産者　松本　　浩
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７８８号
埼玉県入間市大字下藤沢791番地１　ウエスト410
破産者　日浦　直樹
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５８２号
相模原市中央区すすきの町32番４号　ホワイトペルテＤ201
破産者　宮　　良一
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２５６２号
名古屋市中川区柳堀町５番８号
破産者　黒田　孝二
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７４３号
名古屋市天白区高島１丁目1609番地　レオパレスＴａｋａｓｈｉｍａ301号
破産者　飯田　春香
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６３号
佐賀県西松浦郡有田町戸杓丙758番地４
破産者　西山　　強
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１０４１号
仙台市宮城野区清水沼３丁目８番29号　佐孝アパート２
破産者　星　　正己
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２５０号
秋田県南秋田郡八郎潟町川崎字高田230番地町営川崎住宅59―３
破産者　ワンダーエッグ八郎潟店こと　小林　幸男
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１０号
秋田市楢山南中町８番14号　コーポ南中町荘１―１号
破産者　佐藤　順子
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５９号
秋田県潟上市天王字コアツコ56番地４
破産者　二田スミ子
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部